

令和2年度 靈山中学校 臨時PTA総会 (書面審議)

日時 令和2年11月10日(火)

1 書面審議開催の趣旨

会員の皆様には、本会の活動へのご協力ありがとうございます。

さて、令和3年4月の大石小学校統合および、各地区の会員数の減少に伴い、靈山中学校PTA会則を見直すことにいたしました。現会則では、役員等の選出を、各地区からの推薦により決定しています。しかし、今後のさらなる会員数の減少が見込まれる中、現会則での選考が困難な状況にあります。

そこで、議事に示しましたとおり改正案を提案させていただきます。本来であれば、臨時総会を招集し、会員の皆様のご承認をいただくところですが、新型コロナウイルス感染症予防への配慮から、このような書面審議とさせていただきます失礼を、どうぞご了承くださいますようお願いいたします。

令和2年11月10日 靈山中学校 PTA会長 利根川靖幸
校長 阿部 裕好

2 議 事

(1) 第1号議案 靈山中学校父母と教師の会会則の改正について

3 そ の 他

今回の会則の改正に伴い、PTA細則およびPTA役員選考に関わる規定、および関係する生徒活動後援会会則の改正については、現PTA会則第23条に従い、改正の承認が得られたのち、PTA運営委員会にて定めます。

会員の皆様には、2月実施予定のPTA総会にてお知らせいたします。

靈山中学校 父母と教師の会 会則 (案)

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会（以下本会）は、靈山中学校父母と教師の会（靈山中学校PTA）と称し、事務所を靈山中学校に置く。

第2章 目的及び事業

- 第2条 本会は、父母と教師が協力して、家庭と学校及び社会における生徒の福祉の増進と心身の健全な育成に努めるとともに、会員相互の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 学校教育、家庭教育に対する理解を深め、その振興を図るための事業
 - 2 生徒の愛護と補導及び福祉を図るための事業
 - 3 学校教育上必要な整備改善を図る事業
 - 4 会員相互の教養の向上と親睦を図るための事業

第3章 会 員

- 第4条 本会の会員は次のとおりとする。
- 1 靈山中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者
 - 2 靈山中学校に在職する教職員

- 第5条 本会の会員は、総会において決定した会費を納めるものとする。

第4章 経 理

- 第6条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、事業益金及びその他の収入によって充てる。

- 第7条 本会の経費は、総会において決議された予算に基づいて行う。

- 第8条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

- 第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

- 第10条 本会に次の役員をおき、任期は1年とする。但し再任は妨げない。欠員の補充によって就任した役員の任期は、在任期間とする。

会長 1名 副会長 ~~4名（各地区1名）~~ → **2名以上**
庶務 3名 会計 2名 監事 2名

- 第11条 役員の選出は、次のとおりとする。
- 1 会長、副会長、監事は総会において選出する。
 - 2 庶務、会計は会長が委嘱する。

- 第12条 役員の任務は、次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会・役員会及び各種委員会を招集する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。~~また、当該地区を総括する。~~ **削除**
 - 3 庶務は、本会の庶務一切をつかさどる。
 - 4 会計は、本会の経理事務をつかさどる。
 - 5 監事は、経理状況を監査する。

第6章 機 関

- 第13条 本会に次の機関をおく。
総会、臨時総会、役員会、運営委員会、専門委員会、学年委員会

第14条 1 総会は、本会の最高決議機関で、毎年1回年度末に召集し、会務報告、事業計画、決算承認、予算審議、役員改選及びその他本会に必要な事項を協議決定する。
2 総会は、会員の5分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

第15条 臨時総会は、会長が必要と認めた場合及び全会員の4分の1以上の要求があった場合、会長が召集する。

第16条 役員会は会長、副会長、庶務、会計をもって構成し、重要事項について協議する。

第17条 運営委員会は、会長、副会長、庶務、会計、各専門委員長・副委員長、各学年委員長・副委員長をもって構成し、次の事項を審議決定する。
1 総会に提出する議案 2 活動計画の立案及び調整
3 細則の制定及び改廃 4 その他必要な事項

第18条 専門委員会は、本会の事業を遂行するために、次の各委員会をもって構成し、委員若干名をおく。委員は会長の委嘱とし、各専門委員会ごとに委員長、副委員長各1名を選出する。
~~1 整備委員会 学校教育環境の整備に関すること。 削除~~
~~2 広報委員会 会報の発行とPTAの趣旨の徹底に関すること。~~
~~3 教養厚生委員会 会員の教養、親睦などの計画と運営に関すること。 削除~~

改正案 1 事業委員会 学校教育環境の整備、会員の教養・親睦に関すること。
2 広報委員会 会報の発行とPTAの趣旨の徹底に関すること。

第19条 1 学年委員会は、各学年の特質に応じ、学年独自の活動を推進するため次の学年委員会を設ける。
第1学年委員会 第2学年委員会 第3学年委員会
2 各学年委員会には、各学級より選出された委員若干名をおき、各学年ごとに委員長、副委員長各1名を選出する。

第20条 ~~1 各地区の活動は、各学年委員会で組織し、生徒の校外補導及び当該地区の教育士必要な事業について行う。~~
~~2 各地区とは、次の4地区とする。~~
~~(1) 掛田地区、(2) 大石地区、(3) 石田地区、(4) 小国地区~~
~~3 地区の取りまとめは、当該地区より選出された本会の副会長が兼務する。~~
削除

第7章 改正

第21条 この会則（以下、本会則）は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第8章 付 則

第22条 本会には、次の簿冊を備える。
1 会員名簿 2 役員名簿及び委員名簿 3 会則 4 会計簿 5 記録簿

第23条 本会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会で定める。
本会の細則を制定または改廃したときには、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第24条 本会則は昭和43年 4月12日より実施する。
一部改正 昭和62年 2月12日
一部改正 平成11年 4月16日
一部改正 平成14年 4月24日
一部改正 平成22年10月30日
一部改正 平成25年 2月23日
一部改正 平成28年 2月20日
一部改正 令和 2年11月 日